

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和元年度第1回武蔵村山市行政評価委員会
開 催 日 時	令和元年12月13日(金) 午前9時55分から午前11時30分まで
開 催 場 所	301会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：坂野委員(委員長)、内野委員(副委員長)、阿部委員、中澤委員、原田委員 欠席者：栗原委員 事務局：企画政策課長、行政管理係長、行政管理係主任 説明員：健康推進課長、母子保健係長、指導担当参事、指導係長
報 告 事 項	1 令和元年度における行政評価の実施について 2 会議の公開に関する運営要領について
議 題	1 副委員長の互選について 2 行政評価の評価結果の審議について 3 審議対象事案の検討について 4 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	報告事項1：令和元年度における行政評価の実施について 令和元年度における行政評価の実施について、会議資料に基づき事務局から説明した。 報告事項2：会議の公開に関する運営要領について 会議の公開に関する運営要領について、会議資料に基づき事務局から説明した。 議題1：副委員長の互選について 内野委員を副委員長に選任した。 議題2：行政評価の評価結果の審議について 「評価調書No.7 母子栄養強化事業」及び「評価調書No.9 市立小・中学校健全育成推進奨励費補助金」の2件について、各委員から意見をいただいた。 議題3：審議対象事案の検討について 「令和元年度行政評価 対象事業」を基に新たな審議対象事案を検討し、「評価調書No.2 桜まつり実行委員会補助金」及び「評価調書No.4 高齢者見守り相談室事業」の2件を付議対象として決定した。 議題4：その他 特になし
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ○印=委員 ●印=説明員 ■印=事務局	報告事項1：令和元年度における行政評価の実施について ■ 令和元年度における行政評価の実施について、会議資料に基づき説明した。 【質疑・意見等】 ○ 特になし 報告事項2：会議の公開に関する運営要領について ■ 会議の公開に関する運営要領について、会議資料に基づき説明した。 【質疑・意見等】

○ 特になし

議題 1：副委員長の互選について

副委員長の互選を行ったところ、内野委員を推薦する意見があり、内野委員を副委員長に選任することとした。

議題 2：行政評価の評価結果の審議について

■ 行政評価委員会の審議の流れ等について、事務局から説明を行った。

【質疑・意見等】

○ 特になし

《行政評価の評価結果に対する意見》

評価調書No.7 母子栄養強化事業

● 所管課から、事業の概要、一次評価等について説明した。

■ 事務局から、行政評価会議での主な意見や二次評価の総合的意見について説明した。

【質疑・意見等】

○ 先ほど、本事業は申請件数が低調である旨の説明があったが、対象者への周知が図られていないのではないか。

● 市報やHPへの掲載に加え、妊婦への母子手帳交付時に行う面接において、必要と思われる方に対して個別に案内しているため、本事業の周知は図られていると認識している。

○ 調書の事務事業の概要を見ると、本事業は、市内に住所を有し、生活保護世帯、市民税非課税世帯又は所得税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児を対象としているとのことであるが、支給実績は把握できているのか。

● 対象となる要件ごとの把握はしていないが、申請書を確認すれば集計することは可能である。

○ 乳児に粉ミルクを支給することは理解できるが、妊産婦に粉ミルクを支給する必要はあるのか。

● 粉ミルクは一般的に乳児用であると認識されているが、大人用も存在しており、母体の栄養保全を目的として支給している。

○ 支給した物品が実際に使用されたかどうか確認しているのか。

● 使用状況までは確認していない。また、申請後に受け取りに来ない方もいる。

○ 物品の支給以外では、どのような支援を行っているのか。

● 母子手帳の交付時に行う面接においてスクリーニングを行っており、支援が必要と判断した方については、保健師による訪問指導を行い、乳児の体重増加等の状況を確認している。

○ 保健師による訪問は要支援者のみ行っているのか。

● 妊産婦については要支援者を中心に訪問しているが、乳児については「こんにちは赤ちゃん訪問」という事業で全員を訪問している。

○ 一次評価及び二次評価としては、本事業を廃止・休止することが適当である旨の説明があったが、制度開始当初と比較して、ニーズが大きく減少している

とは思えない。実際に保健師による訪問の結果、本事業を廃止しても差し支えないとの結論に至ったという認識でよいか。

- 母子保健法が制定された昭和40年代は、戦後の混乱期における母子の栄養強化を目的としていたため、本事業の必要性は今以上にあったと思われる。

しかし、近年は、健康診査の結果等で栄養強化が必要と判断される子どもが少ないことから、生活困窮者への物的支援という側面が強くなっており、生活困窮者に対する他の補助制度が存在することを考慮すると、本事業の必要性は大きく低下していると思われる。

- 根拠法令である母子保健法第14条を見ると、「栄養の摂取につき援助をするように努めるものとする」と記載されていることから、物的な支援を明言しているわけではないため、時代の変化に伴い事業が廃止に至るということは差し支えないと思われる。

- 時代の変化に伴って必要性が低下しているという現状は理解したが、廃止した場合の影響についてはどのように考えているのか。

- 本事業は、物品を受け渡す際に直接母子の状況を確認することができるという利点があるものの、本事業を申請する方が対象者全体の4%に留まっている現状を踏まえれば、廃止した場合の影響は少ないと考えている。

- 乳児の栄養状態を確認するため、物品の受渡しの機会を確保して改善を促していくことも必要であるが、近年は虐待が大きな事件につながることも多いため、保健師等による訪問に力を入れるべきである。

- 本事業に対しては廃止すべき旨の意見が多いが、時間とコストがそれほど掛かっていないため、継続していくという考え方もあると思われる。

また、本事業を継続していることが、出産した市民の安心感や子育てしやすい市としてのイメージの醸成に繋がっているのであれば、廃止することによるイメージの低下が懸念されるのではないかと。

- 多摩26市において本事業と同様の事業を実施する市に対して、今後の事業の在り方を確認したところ、17市から廃止を含めて見直しを検討していく旨の回答があったため、見直しの時期を迎えていると認識している。

また、本年度から子ども家庭支援センターを指定管理者による運営ではなく市が直接運営することとしており、令和2年度からは健康推進課から当該センターに母子保健事業等に移管して、出産から子育てまでを一体的に支援する体制を整備し、支援を充実させていくことを予定しているため、本事業の廃止によって低下するイメージを向上できると考えている。

- 子ども家庭支援センターに関して補足すると、当該センターは昨年度まで社会福祉法人を指定管理者に指定して運営していたものであるが、本年度からは市の直営とすることで市職員が直接、要支援者を支援していくこととしている。

また、来年度から母子保健事業等と併せて実施することにより、妊産期からの切れ目のない支援を実現し、虐待対応を含めた支援を必要とするケースに対して市職員が責任をもって対応していくことを予定しているため、子育て関係の施策は今よりも充実すると思われる。

- 新たな組織体制に伴って取組が充実することについては、市民に伝わるように周知すると良いだろう。

- これまでの話をまとめると、本事業は、戦後の復興期に施行された母子保健法を根拠に他の母子保健事業と合わせて実施することにより、母子の健全な育

成に寄与しているものと思われる。

しかし、近年の申請件数が低調であることを踏まえれば、時代の変化に伴って必要性が低下しているため、本事業は廃止すべきと考えるが、本事業の廃止により市民サービスの低下が懸念される。

このことから、今後は、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実を目的として、子ども家庭支援センターにおいて母子保健事業を一体的に実施することなど、来年度から実施を予定している新たな取組を市民に周知するとともに、関係各課が連携して子育て世帯が抱える課題に柔軟に対応することにより、市民サービスの充実を図っていくことを期待したい。

評価調書No.9 市立小・中学校健全育成推進奨励費補助金

● 所管課から、事業の概要、一次評価等について説明した。

■ 事務局から、行政評価会議での主な意見や二次評価の総合的意見について説明した。

【質疑・意見等】

○ 本補助金は小学校に対しては3万円、中学校に対しては6万円を補助しているが、金額が異なる理由を伺いたい。

● 当初から別々に交付していたため、金額が異なる理由までは把握できていないが、健全育成は中学校で特に力を入れて取り組んでいる分野であるため、中学校の方が小学校よりも多く補助しているものと思われる。

○ 補助額が低額であるため、各学校が実施できる内容には限度があると思われるが、どのような活動に対して補助することを想定しているのか伺いたい。

● 本補助金は、校内、家庭、地域及び関係機関と連携して実施する教育活動等に対して補助することを目的としており、当初は、現在よりも補助金額が大きかったため、エコ推進コンサートを開くための会場の借上料等に充当していた経緯がある。

しかし、過去2度にわたって補助額を減額する見直しを実施したことにより、現在は、例えば、水田学習で収穫したお米を使った餅つきの際の器具の借上料等に充当しているところである。

○ 補助金が存在することにより、その補助金を活用する事業を実施しなければならないなど、学校に余計な負担が掛かっているのではないか。

● 学校からは、本補助金を減額した際に、元の金額に戻してほしい旨の要望を受けたことはあるが、それ以外は特に否定的な意見等も上がっていない。

また、本市は全ての小中学校をコミュニティ・スクールとして指定するとともに、全校に学校運営協議会を設置して地域の方々の参画を促しており、本補助金を活用して地域の方々と児童・生徒の健全育成に積極的に取り組んでいる状況にあることから、効果的に補助金を活用できていると認識している。

○ 先ほど説明があったエコを推進するコンサートであれば、健全育成ではなく環境教育に該当すると思われるため、補助金の使途が目的と合致していない部分もあると感じた。

補助金は公金であることから、目的に沿って明確に執行すべきであり、類似する補助金があるのであれば、整理統合を行うべきである。

また、学校配当予算に計上するなど補助金の在り方を抜本的に見直すべき旨の二次評価がなされているが、学校配当予算に計上することで学校側にメリッ

トがあるのか伺いたい。

- 学校配当予算とは教育委員会から各学校に割り振られた予算であり、学校の維持・管理等に掛かる費用や日常の授業等に掛かる費用など、学校運営にとって欠かせない費用を計上したものである。

確かに、本補助金は全校で活用していることから、二次評価のとおり予め学校配当予算とすることで、補助金の申請や実績報告に費やす時間を削減できるというメリットはある。しかしながら、学校配当予算は使途が明確である一方、予め想定した範囲内ではしか支出できないため、児童が予算要求時の想定を超えた規模で事業の実施を望んだ場合に、配当予算内の活動に制限されてしまうという課題は残るため、必ずしも学校配当予算とすることが良いとは限らない。

- 健全育成とは具体的にどのようなことを想定しているのか。

- 生徒・児童の薬物使用、非行、非社会的な活動の防止だけでなく、自分の居場所を実感する機会の創出などが健全育成である。

- 各学校では、具体的にどのような活動を行っているのか。

- 活動は全ての小中学校で異なり、例えば、第一小学校は東京都の動物飼育推進校に指定されていることから、動物の飼育に係る費用や獣医を招いて動物との接し方に関する講義を実施した際の謝礼等に活用している。また、第二小学校においては、伝統文化としてお囃子を学習する機会を設けており、当該学習に用いる横笛の購入に活用している。

さらに、第一中学校においては、地域フェスティバルの消耗品の購入や講師への謝礼の支払いに活用している。また、第四中学校においては、第七小学校の児童、PTA、地域の方々と連携して教育環境の美化や植物の栽培に係る費用に活用している。

- 話を伺う限りでは、植物の栽培等は、本補助金を活用して実施すべきものなのか疑問が残る。本補助金の効果よりも、申請等に要する事務量の方が大きいのではないか。

- 第七小学校及び第四中学校で実施している活動は、単に植物を育てることを目的としているのではなく、PTAや地域の方々との連携や課題の解決を目的とした活動の一環であり、今後も、地域の方々と議論を重ねて生徒に必要な活動を支援していきたいと考えている。

- 本補助は、交付目的を改めて精査する時期にきていると感じる。このままであれば、レクリエーション費用を補助しているに過ぎないのではないか。

- 教育とは「知」を教えるだけでなく、課外活動を通じた体験も重要であり、その活動内容を学校と児童・生徒が考えることで多様性が生まれるものである。

このことから、自発的に考える子ども達を育てることを目的としているのであれば、本補助金の在り方は筋が通っているとも考えられるが、全ての小中学校と教育委員会で意思の疎通が図られているのか。

- 全ての小中学校と教育委員会との間で意思の疎通は図られていると認識しているが、本市には鉄道の駅がないため、他の自治体に比べて通勤時間が長くなってしまふことから、子育て世代の教員が赴任することは難しく、新任教員が多く配置される傾向にある。

このことから、各学校に経験豊富な教員が少ないため、意思の疎通が図られていても学校における教育のノウハウが蓄積できないという課題がある。

○ 教育のノウハウを蓄積することに課題があるのであれば、取組を各学校だけで完結させるのではなく、取組内容を発信する機会を創出し、他の学校や地域の方々と共通の認識を図る機会を設けるべきである。

○ 確かに、他の学校等と連携することにより、ノウハウの蓄積に加えて、補助金の使途の明確化にもつながると思われる。

○ 各学校が実施する全ての活動が本補助金だけで賄えているとは思えないが、不足した費用はどのように補填しているのか。

● 詳細までは把握できていないが、他の費用を流用しているものと思われる。

○ これまでの話をまとめると、本補助金は、各学校の特性をいかした健全育成事業の実施に向けて、児童及び生徒が自主的に考える機会を創出するとともに、校内や家庭内の枠組みを超えた教育活動の充実に寄与しているため、一定の意義が認められる。

しかし、当委員会が過去に付した意見に基づき補助金額の減額が図られているものの、各学校が実施する取組の多様化に伴い、補助の目的が不明瞭になっていることを踏まえれば、補助金の適正化には依然として課題が残る。

このことから、補助の目的を明確にした上で、改めて各学校が実施する事業内容を精査するとともに、実施した取組を共有できる仕組みを構築するなど、より効果的に活用できる補助制度へと発展させていくことを求めたい。

議題 3：審議対象事案の検討について
「令和元年度行政評価 対象事業」を基に新たな審議対象事案を検討し、「評価調書No.2 桜まつり実行委員会補助金」及び「評価調書No.4 高齢者見守り相談室事業」の2件を付議対象として決定した。

議題 4：その他
■ 回目の会議は、1月24日（金）午前10時から301会議室にて開催する。

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由（ ）	傍聴者： 0 人
-------------	---	----------

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等： ） <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等： ）
--------------	---

庶務担当課	企画財務部 企画政策課（内線：375）
-------	---------------------